

修繕仕様書

1. 件名 市川市市川こども館冷暖房機設置修繕
2. 施行場所 市川市市川2丁目33番6号
3. 施行期間 令和3年5月18日～令和3年7月21日
4. 修繕概要 市川こども館1階集会室、2階集会室の冷暖房機能向上のため、冷暖房機を設置する修繕を行うもの。
5. 添付資料 別紙1 内訳書
別紙2 図面
6. 修繕作業日程
修繕作業期間の作業日の具体的な日程は、発注者、受注者双方で協議の上、発注者の指示に従うこと。
7. 施工上の留意等
 - 1) 受注者は、施工前・施工後の状況が対照できるように写真撮影しなければならない。
また、施工後外部から明視できなくなる箇所については、施工状況が明確に確認できるように撮影しなければならない。
 - 2) 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
 - 3) 受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督員の指示を受けなくてはならない。
 - 4) 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うと共に、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
 - 5) 受注者の判断において、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督員の承諾を受け、その区域を適切に防護すると共に、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。
 - 6) 前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督員が指示する現場管理を行わなければならない。
 - 7) その他、本仕様書（及び設計図書等）に定めのない事項においては、双方協議のうえ履行すること。
 - 8) 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。